

# 会報

# いしかわ

1999.8月 No.26



世界の凧の祭典in内灘



石川県行政書士会

## 目 次

|          |    |
|----------|----|
| 会長あいさつ   | 1  |
| 知事あいさつ   | 2  |
| 副会長あいさつ  | 3  |
| 定時総会     | 4  |
| 情報コーナー   | 11 |
| 支部だより    | 25 |
| 意見箱のコーナー | 27 |
| 新入会員の紹介  | 29 |
| 会務日誌     | 30 |
| 編集後記     | 33 |

## 表紙写真

### ●世界の凧の祭典in内灘

毎年、5月3日～4日に開催され、今年で11回目を数える。

今年は、海外4カ国13名の参加者をはじめ、北は秋田県から南は長崎県まで国内22府県の参加チーム、そして県内、地元から多くの方が集まった。大空ヘロマンを繰り広げる本大会は文字どおり世界の祭典として定着し、内灘の初夏を彩る風物詩となった。



## 会長就任あいさつ

会長 藤井國穂

平成11年度の定時総会には、多くの会員の皆様方のご出席並びに関係各位のご臨席を賜り、滞りなく無事に終了させることができました。厚く御礼を申し上げます。本総会では、会長職に三度の就任をご承認をいただき心改まる思いをいたしております。初心を忘れず今後とも行政書士会の発展に尽力する覚悟ですので、会員各位の変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。

ご案内の通り、6月11日に衆議院本会議で行政書士法の一部改正案が、「行政書士制度に関する報酬規定の取り扱いは、今後、他の公的資格制度の規制緩和と併せて、そのあり方について検討すること」との附帯決議をつけて採択され、参議院に送付されました。また、6月2日に参議院本会議で司法制度改革審議会の設置が可決されており、規制緩和、地方分権の推進、行政の電子化等と共に行政書士を取り巻く環境が、大きな転換期に向かいつつある感があります。「国民の生命と財産を守る」との立場で、規制緩和小委員会の主張を後退させた教訓を生かし、今後推進される規制緩和の方向性には充分に注視し、的確、迅速な対応に心がけていかなければならないと思います。

新年度の事業として、経営事項審査の受託事務を初めとする公共嘱託事業、行政書士試験の事務受託の準備、インターネットホームページの開設とその活用事業の展開、そして、50周年記念事業の企画、立案など多岐にわたって事業活動に取り組んで参りたいと思います。皆様方にもこれらの事業については積極的に参加をしていただき、行政書士の職域の確保・拡大にお力添え願えればと思います。

終わりに、行政書士制度制定50周年に向け、常に民主的運営を旨とし、新鮮で活力ある行政書士会を目指し努力を重ねて参りたいと思います。今後とも、会員各位の変わらぬご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げます。



## 祝　　辞

石川県知事 谷本正憲

本日、石川県行政書士会の平成11年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。はじめに、先程、多年にわたり行政書士業務に精励された御功績により、栄えある会長表彰を受けられました皆様方に、心からお祝いを申し上げます。

また、行政書士の皆様方におかれましては、地域住民と行政の懸け橋として、また地域住民の身近な相談相手として、欠くことのできない存在となっております。これもひとえに行政書士会並びに会員の皆様方が業務に精励してこられた賜と、心から敬意を表する次第であります。

さて、21世紀を目前にした今日、国際化、高度情報化、少子高齢化などの著しい社会情勢の変化を背景として、行政分野においても多様化、専門化が進む一方、規制緩和、地方分権などの諸制度の見直しが強く求められております。

会員の皆様方におかれましては、行政書士業務の重要性と公共性を十分に御認識されますとともに、新たな申請業務の増加など、複雑化・高度化する時代のニーズに対応した諸改善に努められ、今後とも住民の権利の擁護と行政の円滑な運営のために、一層ご尽力を賜りますようご期待申し上げます。

県といたしましても、こうした社会情勢の急激な変化に的確に対応するため、昨年12月に石川県行財政改革大綱の見直しを行い、簡素で分かり易い行政の推進に努めているところであります、県民と行政をつなぐ行政書士の皆様方の一層のご協力をお願い致します。

最後になりましたが、石川県行政書士会の益々のご発展と会員各位の御多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

平成11年5月21日



## “日行連の動き”

副会長 茅野 勇平

前回に続き副会長を拝命いたしました茅野でございます。言うまでもなく浅学非才の身でありますから、藤井会長を始めとする役員の皆様の足を引っ張らないように頑張りたいと改めて決意をしております。

さて、本年度からはからずも日本行政書士会連合会の理事職も同時に拝命いたしました。本来ならば、藤井会長がその職にあるべきであります。しかしながら、藤井会長には日本行政書士会連合会中部地方協議会の会長に本年度就任されました。藤井会長では、日行連の理事職との兼職は負担が大きくなるので、代わりに理事に就任するようにとの命令がありましたので、お引き受けする事になった次第であります。

その理事の初仕事が先日ありました。7月14日・15日の両日にわたって日行連理事会が開催され、新米理事として参加いたしました。その会議の様子などを紹介しながら、今、日行連では何を討議し、どのような事が行われているかご案内いたしたいと思います。

第1日目。第1号議案、「司法制度改革対策本部設置要綱」について話し合われました。これは「内閣に司法制度改革審議会が設置されたことに伴い、隣接法律専門職として、国民の法的サービス享受の利便をはかる見地から、行政書士制度の充実発展を図り、司法制度改革に関わる諸情勢に対応する機関として司法会改革対策本部を設置する。」というものです。弁護士制度の改革に伴い、我々行政書士は隣接法律専門職としての立場を鮮明にし、国民の法的サービスの享受に寄与することを内外に示さなければならぬと言ふことです。原案の通り承認可決されました。第2号議案。日行連の各部・委員会の構成について。小生は、国際部に所属することになりました。およそ、国際性が極めて薄い小生が「なぜ、国際部なのか」との思いがありますが、日行連一流の諸般の事情というものがあったのかなあと思われます。国際部での仕事は、川根部長（大阪会会長）に全てお任せというスタンスで行きたいと思います。ちなみに、我が石川会の宮川外茂次先生は「行政書士試験機関対策委員会」という大役があたりました。ご活躍を熱望します。これも原案に通り承認可決されました。第3号議案。顧問の委嘱について。これも、特に問題もなく原案の通り承認可決決定されました。第4号議案。相談役の委嘱について。この委嘱については、相談役の選定に異論が出されました。原案の通り承認可決されました。この後、第2号議案で決定された各部・委員会に分かれて平成11年度の事業計画について討議され、第1日目の理事会は終了したのであります。

第2日目。第5号議案。平成11年度の各部・委員会等事業の具体的推進について。各部・委員会から報告があったが詳細は「日本行政」誌上で報告されるのでここでは省略し、その後の質疑応答で、我が石川会からの発議について報告します。質問、その1。行政書士の代理権獲得は、長年の悲願となっている。代理権獲得の最大の障害となっている自動車団体との軋轢の解決策はあるのか。自動車車庫証明に関する業務で自動車関係団体との敵対関係の解消策があるのか、伺いたい。もし、その解決策がなければ、自動車団体と行政書士法違反問題で戦う用意はあるか。監察部長に伺いたい。と、発議した。監察部長は、「部会では、個々の問題について討議はしなかったが、要請があれば、自動車団体等を告訴告発し、告訴告発に係る指導を行いたい。」と答えた。質問、その2。経営事項審査申請は、昨年7月、本年7月の2度にわたって改正された。北は北海道から南は沖縄までの各都道府県に於いて、その取り扱いに数々の差異があると聞く。その実態はどういうことなのか、農林建設部で把握しておられるか伺いたい。把握していなければ、その実状を調査し、建設省等の関係機関に日行連として意見具申をするおつもりがあるか、併せて伺いたい。その答えは。「実態は、残念ながら把握していない。今後、早急に全国の単位会の協力を得て実態を調査し、それらを建設省等の関係機関への意見具申の用に供したい。」と、農林建設部長は答えた。

14日・15日の両日にわたった理事会は、以上の通りの議案を審議して閉会した。

小生としては、石川会の代表として審議に参加し、行政書士制度の更なる発展に微力ながら寄与いたしたいと思慮するものです。

平成11年度

# 定時総会開催

新役員決まる。

## 平成11年度定時総会開催

去る平成11年5月21日（金）午後1時30分からメルパルク金沢において平成11年度定時総会が180名の参加で開催された。

総会には石川県知事をはじめ日行連会長、福井県、富山県の行政書士会会长や石川県司法書士会会长など士業団体から来賓としてご出席頂きまた祝電メッセージを頂きました。

### ◎会長表彰者名

（行政書士業務歴通算20年以上会員）

- ・竹中 悟 （金沢）
- ・小笠原芙蓉子 （金沢）
- ・重森 憲司 （金沢）
- ・竹野 慶治 （金沢）
- ・土屋 富士雄 （金沢）
- ・阿戸 隆一 （小松）
- ・太田 勉 （七尾）

### ◎可決承認事項

- ・平成10年度事業、決算報告
- ・平成11年度事業計画案、予算案
- ・会則第45条（報酬基準額）別表4の改正
- ・新役員、代議員の選任

新会長 藤井國穂（金沢）無投票再選

（副会長、理事、監事の選任名簿は別記）

総会終了に続きなごやかに懇親会が開催され、来賓各位からのスピーチや会務、業務の話などで会場は大いに盛り上がった。



執行部に積極的に質疑を行う。

## 日行連平成11年度定時総会開催

去る平成11年6月17日（木）18日（金）ホテルパシフィック東京において日本行政書士会連合会平成11年度定時総会が開催された。

当会からは、藤井会長をはじめ4名の代議員が参加し提案された議案に対し、①日行連の会務執行について、②組織原則と執行部の不團結について、③過大夜会費支出しについて、④助成金の支出について、⑤規制緩和委員会について、⑥車庫証明業務推進、を中心に質問し執行部の

## 定時総会

答弁を求めた。

なお、提案された各議案は賛成多数により可決承認された。また、会長選挙では接戦の結果、

盛武隆現会長の再選となった。当会からは理事として茅野勇平副会長が連合会運営に参画することとなった。



## 新中地協会長に藤井会長が就任

中地協平成11年度定時総会開催  
去る平成11年6月5日（土）6日（日）三重県・厚生年金ハートピア長島において日本行政書士会連合会中部地方協議会平成11年度定時総会が中部6県から役員代議員35名の参加で開催された。

### ◎可決承認事項

- ・平成10年度事業概要、収支決算報告
- ・平成11年度事業計画案、予算案
- ・任期満了に伴う役員改選の件

各单位会から推薦された役員選考委員会の協

議により役員推薦名簿が議場に提出された。

（新役員の内、当会関係分）

☆会長 藤井國穂（会長）

☆理事 茅野勇平（副会長）

☆経理担当 前多利彦（副会長）

平成12年度定時総会の開催地は石川県となりましたので、各位のご協力をお願ひいたします。

総会のあと意見交換が開催され、各单位会の実情や会運営における問題点（例えば会費の長期滞納者に対する対策）を話し合った。



平成11年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会 平成11年6月5日 於：厚生年金ハートピア長島

## 定時総会

新役員の任務分掌決まる

### 平成11年度第2回理事会開催

去る7月3日(土)午後1時30分からM.R.O  
別館2階会議室において平成11年度第2回理事  
会が21名出席(構成員25名)で開催された。

#### ☆報告事項

◎総会以後の事業報告

◎各総会(日行連、他士業団体等)出席

◎県知事への表敬訪問

◎全国女性行政書士交流会参加

#### ☆可決承認事項

◎新役員の任務分掌(別記)

◎2特別委員会設置(別記)

◎各部長からの事業方針提案 質疑

◎旅費規定の改正

◎当面の事業計画

・北陸3県合同報酬体系検討会の開催

・北陸3県合同業務推進検討会の開催

・各部会の早期開催

・「月間」に向けた準備事業開始

◎相談役の委嘱

副会長歴任の下記先生に相談役の就任をお願  
いしたく委嘱する。

・吉田 徳蔵 先生(加賀)

・山下 岩雄 先生(加賀)

・濱井 豊 先生(小松)

・埜田 外一 先生(金沢)

◎その他

平成11・12年度

### ★組織任務分担一覧表(役員)

| 会 統 括  | 会 長           | 藤井 國穂(金沢)     |                               | ( )内は所属支部  |
|--------|---------------|---------------|-------------------------------|--|
| 部 名    | 担当副会長         | 部 長           | 副 部 長                         | 部 員  |
| 総務部    | 茅野 勇平<br>(金沢) | 宮川外茂次<br>(金沢) | 内田 行雄<br>(金沢)<br>寺田 隆<br>(金沢) |  |
| 経理部    | 丹保仁吾郎<br>(金沢) | 倉本 守<br>(金沢)  | 若本 伸一<br>(小松)                 |  |
| 法規・企画部 | 前多 利彦<br>(小松) | 小川 清吉<br>(金沢) | 大兼政 博<br>(金沢)                 | 高位 孝一<br>(七尾)                                      |
| 広報部    | 前多 利彦<br>(小松) | 太田 勉<br>(七尾)  | 大森千歌子<br>(輪島)                 | 中嶋 房夫<br>(金沢)                                      |
| 業務指導部  | 茅野 勇平<br>(金沢) | 的場 晴次<br>(金沢) | 中橋 哲男<br>(金沢)                 | 諸谷 貞雄・荒谷 寛一<br>(輪島)(加賀)<br>本多 良秋・斎藤 忠雄<br>(七尾)(珠洲) |
| 監察部    | 松原 政義<br>(輪島) | 重森 憲司<br>(金沢) | 浅井 廣史<br>(加賀)                 | 菅原 博之<br>(小松)                                      |

### ★行政書士法制定50周年記念事業実行(特別)委員会

委員 丹保仁五郎(副会長) 倉本 守 山本 権(元総務部長)

委員 宮川外茂次 内田 行雄 寺田 隆

委員 太田 勉 大森千歌子 中嶋 房夫

(この他、必要に応じ委員を委嘱する。)

# 平成11年度事業計画

## [総務部]

1. 総務部の今年度の事業は、①日常的な会務執行 ②行政書士法制定50周年記念事業の準備 ③中地協幹事事務局があります。副部長2名体制及び若干の部員増員で事業に取り組みます。
2. 主要な日常的会務執行の方針は下記のとおりです。
  - (1) 会運営をよりオープンにし、広く会員が参加できるようつとめます。
    - ・総会や諸会議により参加しやすいよう日時設定に心がけます。
    - ・会議結果報告を会議終了後速やかに送付するようつとめます。
    - ・地区別懇親会の開催に努力するなど、会員の要望等を聴く機会をつくります。
    - ・事務所の改善など、会員が立ち寄りやすい環境をつくります。
  - (2) 迅速な行動と活力ある役員会運営をめざします。
    - ・会議では、活発な意見交換ができる気風を維持推進します。
    - ・引き続き機動性のある役員体制を堅持しつつ、一部役員に偏らないよう関係役員へ積極的に参加を呼び掛けます。また役員外の会員へも参加を呼び掛けます。
  - (3) 石川県など関係官公署の指導を仰ぎ、また、連携連絡が一層緊密になるよう引き続き努力します。
    - ・県総務課へは頻繁に訪問し、他役所にも表敬訪問等をするよう努力します。また、他の部会の陳情等の際も総務課との連絡を密に行います。
  - (4) 支部活動の援助と共に会員の本会事業への参加をうながす努力をします。
    - ・「支部活動は本会を支える重要な柱である」との方針から、支部からの要望にそった援助を進めると共に、各支部長へ理事会資料等を送付します。

- ・地区別懇親会を支部事業として開催するため各支部と協議します。
- (5) 日行連や中地協、三県連絡協議会との連携を発展させ、他県会との交流により、各会の進んだ会運営を取り入れるようにします。
  - ・中地協幹事会として中部6県会の取りまとめの責務がかせられています。小会で事務局体制が弱いとはいえその重責を果たすよう務めます。
  - ・日行連の活動方針を基本的に推進し、全国的交流においても積極的に発言するよう努力します。
- (6) 他士業団体や協議会への対応は、友好親善を旨とし積極的に取り組みます。
  - ・県土業団体協議会定例会へは、積極的に参加し行政書士と士業全体の諸問題について当会の考え方を発言します。

## [業務指導部]

### 基本方針

1. 会員の資質の向上のために研修会の充実を図る。
2. 会員の職域拡大のため他県単位会業務指導部との情報交換を行い、新業務の拡大に努める。
3. 関係官庁担当者との交流を行い、申請業務のスムース化を図る。

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 6月  | 第1回研修会                          |
| 7月  | 第1回業務指導部会                       |
| 8月  | 第2回研修会                          |
| 9月  | 他県業務指導部との情報交換会                  |
| 10月 | 強調月間電話無料相談会<br>石川県土木部監理課との情報交換会 |

|     |           |
|-----|-----------|
| 11月 | 第2回業務指導部会 |
| 12月 |           |
| 1月  |           |
| 2月  | 第3回研修会    |
| 3月  |           |
| 4月  | 第3回業務指導部会 |
| 5月  |           |

### [広報部]

『行政書士制度強調月間』の実施について

#### 1. 期間

- (1) 準備期間：平成11年9月1日から  
9月30日まで
- (2) 実施期間：平成11年10月1日から  
10月31日まで

#### 2. 実施事項

- (1) 電話による無料相談  
「行政書士110番」の開設  
開設日時：平成11年10月1日（金）  
～10月3日（日）  
午前10時から午後4時まで  
相談窓口：石川県行政書士会 事務局  
電話：076-265-7110
- (2) 『行政書士制度強調月間』記事掲載についての報道依頼  
監察、広報の担当副会長、部長が報道関係各社に直に訪問巡回依頼する。  
北国新聞社、北陸放送、テレビ金沢、NHKには直接訪問する。  
その他報道関係は、一括して記者クラブを訪問依頼する。  
(中日、読売、産経、毎日、ITC、HAB)
- (3) MROラジオスポットコマーシャル  
放送期日：無料相談日前4日間  
9月27日（月）～30日（木）

：無料相談日3日間

10月1日（金）～3日（日）

- (4) 北国新聞広告（一面広告）

昨年並の会員名記載の一面新聞広告

- (5) 各支部に於ける『行政書士制度強調月間』の実施について

「行政書士無料相談会」の実施日、開設場所は、下記のとおり

県内6支部「許認可手続等無料相談会」

の開催会場

金沢地区会場：アルプラザ金沢2F

（金沢市諸江町）

開催日時：10月3日（日）

午前10時～午後4時

小松能美地区会場：小松市役所1F

生活相談室

開催日時：10月1日（金）

午前10時～午後4時

加賀江沼地区会場：加賀市市民会館3F

第12会議室

開催日時：10月1日（金）

午前10時～午後4時

七尾地区会場：アルプラザ鹿島1F

中央バート広場（鹿島町）

開催日時：10月1日（金）

午前10時～午後4時

羽咋地区会場：羽咋市役所2F

203号室

開催日時：10月7日（木）

午前10時～午後4時

輪島地区会場：ショッピングセンター ファミイ

1Fホール（輪島市）

開催日時：10月3日（日）

午前10時～午後4時

珠洲地区会場：ショッピングプラザ シーサイド1F

（珠洲市飯田町）

開催日時：10月2日（土）

午前10時～午後4時

(6) 各支部に於ける『行政書士制度強調月間並びに行政書士無料相談会』についての市町村広報紙掲載のお願い

本会広報部より市町村広報紙担当責任者へ、広報紙掲載のお願いの文書を郵送します。

昨年度は、平成10年8月1日付、文書郵送。本年度も、平成11年8月1日付で文書郵送する。

次に、各支部より市町村広報紙掲載のお願いにゆく。9月中発行の広報紙でということを市町村広報紙担当責任者へアプローチをする。

9月中発行の市町村広報紙に掲載されないと努力の意味がありませんので、広報の発刊月、発刊日、広報記事の原稿の〆切日等を事前に調査すること。

昨年の市町村広報紙掲載の結果（参考）

〔金沢支部〕七塚町、宇ノ気町、津幡町、

内灘町、野々市町、松任市

〔小松支部〕小松市、根上町、寺井町、

辰口町

〔加賀支部〕加賀市

〔七尾支部〕七尾市、羽咋市、能登島町、

押水町、志雄町、志賀町

〔輪島支部〕輪島市、穴水町、能都町

〔珠洲支部〕珠洲市

(7) 各支部において、官公署の担当課、担当窓口へ出向き、行政書士制度のアピールをし非行政書士の排除の為のポスター『許認可書類のアドバイザー行政書士』の掲示の依頼、また行政書士法「啓発用表示板」の設置のお願いをする。

### 〔監察部〕

本年の監察部は、行政書士法違反の摘発を目的にするのではなく、官公署、友誼団体、各種団体、県民に対し「行政書士制度」の理解を深める対話と宣伝活動を広く行い、予防を基本方針とする。

#### 『行政書士制度強調月間』

監察部、広報部、各支部、県書士会の総力を結集して運動を展開する。

準備期間 平成11年9月1日より  
平成11年9月30日まで

実施期間 平成11年10月1日より  
平成11年10月31日まで

重 点 1. 建設業関係  
2. 交通運輸関係  
3. 農地法関係  
4. 風俗・食品衛生関係  
5. 権利義務関係  
6. 入管法関係

#### 1. 「行政書士110番」電話相談

県書士会主催

日 10月1日～10月3日

時間 午前10時～午後4時まで

場所 本会会議室

電話 265-7110 2台設置

2. 「無料相談会」全支部で月間に1カ所以上開催する。  
支部主催

3. 「表示板」「ポスター」の掲示について  
イ、官公署での掲示通年化を目指す。  
ロ、友誼団体、各種団体等に掲示をお願いする。

ハ、警察署での掲示を目指す。

昨年実績：掲示要請官庁窓口 124カ所・  
表示板 103枚・ポスター 148枚

4. 石川県総務部長より各局部課、警察本部、市町村及びその出先機関の長に対し、「行政書士制度強調月間」の趣旨の徹底が図られる文書発出の協力要請を早急に行う。（8月）

5. 県下「全市町村の広報誌紙」への掲載要請をする。(昨年実績21誌紙)
6. 関係各団体、特に自動車販売店協会、労働組合等自動車関係関連団体、建設業協会等と十分協議をし、行政書士法遵守方の協力要請を行う。
7. 税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、社労士会等各士業団体に行政書士法遵守の協力要請をする。

#### 日常不断の啓蒙・監視・排除 活動

1. 組織的に行政書士法に抵触している恐れのある団体等に対しては業務指導部・研究グループと連携し共同又は単独で継続的に対処する。
2. 行政書士法の権利侵害に対し機敏に対応し悪質な案件には法的に処置する。

#### 書式・対応のマニュアル作成

召還 注意 励告 警告 告訴 告発 通知  
照会 申し入れ書 等 雛形書式の作成  
体制：全支部に監察部員を配置する。  
以上、監察月間待ちになるのでなく直ちに準備を行い実行可能なことから実施していく。

#### 〔法規・企画部〕

- 〔1〕平成11年度総会決定に基づく新報酬額表の作成。
- 〔2〕会員名簿の管理システム  
従来、会員名簿はワープロに入力して整理していたが、今年度からパソコンに入力して管理することとし、何時でも加除整理された名簿が作成できることとした。  
(会員名簿は早急に作成する。)
- 〔3〕旅費規則の改正については会長に提案済み。
- 〔4〕法規集の作成  
(現在、暫定的に作成してあるが)至急作成して全会員へ配布予定。

## 役員就任の抱負等

### 副会長就任に当たって



副会長  
丹 保 仁吾郎

緑陰の風さわやかな季節となり、会員の皆様方におかれましては、ご健勝にご活躍のこととよろこび申し上げます。

さて、小生はこの度、皆様方のご意向により、再度副会長を勤めさせて頂くことになりました。「老人のやることは、うたた荒唐である」との漢詩もありまして、余りお役に立たないとは思いますが、精々私なりの努力を致す所存であります。現在行政書士制度をめぐる問題をはじめ、課題山積の状況であり、藤井会長をトップに、有能な執行部幹部が、皆様の期待に添うべく精力的な活動を展開しておりますが、会員が結束してとりくむことも大きな力になり、大切なことだと思います。

副会長の第一の職責は会長を補佐することにあると存じますので、私は微力ではありますが、会員の皆様方のご意向を尊重致しながら、藤井会長を支える力になって参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。



副会長  
松 原 政 義

このたび皆様のお力添えにより四期目の副会長に選出され光栄に存じて居ります。

過去にとらわれることなく初心にかえり藤井会長のもとに公約実現のため微力ながら努力いたします所存で御座居ます

なお、私の抱負といたしましては、  
・県事務所単位の支部に再編成する  
・諸般のきびしい事情ではあるが、実益のともなうような職域の拡充と実現  
などの強い願望を持っております。



副会長  
前 多 利 彦

副会長就任に当たり、所感を申し上げます。昨今、「行財政改革推進」「規制緩和」の名の下に行われている一連の政策によって行政書士制度の存続が危ういのではないか、また、行政書士の資格制度そのものが近い将来消滅するのではないか、また資格制度そのものの存続は確保されても業務範囲が他の法令によって制限され行政書士という資格が形骸化されてしまうのではないか、といった不安を抱いているのは小職のみならずこの資格のみを生業としている行政書士諸兄が数多くいらっしゃることと察察します。また、「規制緩和」という現政権の政治政策の中で、行政書士会という小さな団体が翻弄され、現政権の利益供与団体でありかつ支持母体であろうと考えられる大きな団体のスケープゴートとされているのではないか、といった見方も否定できないものがあります。

幸い日行連の交渉によって一端の歯止めが掛けたようですが、無条件撤回とはいわず報酬額に関する規定の削除を目的とする行政書士法の改正を容認することとなりました。

藤井会長も諸会の冒頭の挨拶など折りに触れてのことについて説明をしております。

また電子申請等の申請書類の電子化等一連の電子化政策についても着実に進行しつつあります。しかしながら、この政策の推進について行政書士の意見というものがどれほど反映されて

## 情報コーナー

いるのでしょうか、またこういった流れを会員の方がどれだけ把握しているのでしょうか。

大きな流れの中で行政書士一人一人ができる事には限りがあります。今後は組織力をなお一層高め戦っていくことが肝要です。そのためには会員一人一人が高い関心と認識を持ち組織活動を支援していくことが必要であると考えます。また、会務運営に携わる者としては、このような支援を受けられるよう情報を提供し少數意見にも耳を傾け万機公論に決する不断の努力が必要と考えます。

行政書士会は運営資金確保のための営利事業を行ってはおりません。会員一人一人の会費という淨財によってのみ運営されております。したがってこの淨財を会員のためにできるだけ生かし、また生かされていることを会員が納得できるような会務運営を心がけて微力ながら努めていきたいと思います。

## 新役員経理部長になって



倉本 守

石川県行政書士会に入会してはや、25年経過しました。つくづく“月日の経つのは早いもの”を実感している今日です。

この近年、規制緩和、電子商取引、役所への電子申請の実施、電子帳簿導入等々めまぐるしい変革進展、環境の変化がされつつあります。

このめまぐるしい現状下で、どういうわけか本会の台所、経理部長の大役を担うことになりました。幸い、担当副会長に前回同様、経験豊富な丹保仁吾郎先生が控えて居られますので、先生のご指導の下、心を引き締めて全うしていくつもりです。

従来、経理は地道な分野と思われていた気は

いは否めませんが、昨今のめざましい動向に対応していくには、ときには英断ある柔軟な対応も肝要ではなかろうかと思います。

本会での会員向けのホームページ開設が早急に実現され、迅速的確な情報の伝達が可能になれば、どれだけ素晴らしいことでしょう。

## 新法に強くなろう



法規・企画部長  
小川清吉

わが国は、明治維新以来 100有余年を迎え、世界の先進国の仲間入りもしました。わが国は、極東の島国で明治維新以来洪水のように押し寄せてきた優れた欧米文明の感化を受けながらも、わが国独自の慣行を守り続けて来た面もありました。それは、わが国の伝統的な人間関係を大切にして來たことです。その典型的なものは、いわゆる「年功序列・終身雇用」であります。年功序列は、企業内（部内）において、個々人の激しい競争を回避し、平穏で安穏な日々がありました。しかし、それは反面、努力がなく、進歩を遅らせる結果となりました。また、終身雇用は、個々人が安心して働き、愛社精神を培いました。これは美点と言えるでしょう。ところが、今、このような平穏な日本社会に、欧米流の個人本位の社会システムや経済手法が、怒濤の如く流れ込んでいます。これを迎え撃つために、政府において、引っ取り刀で法整備を行っています。それは、行政システム関係、経済関係、物流関係などの法改正、新法の制定であります。行政書士は、このような時期にあっては、新法（改正法を含む）に強くなり、国民の権利を守らねばならないと思います。新法に強くなるには、法の新たな制定、改正を知ることが大切ですが、業務多忙でそこまでは

## 情報コーナー

という方々があると思われますので、法規・企画部において、どのようにすべきかを検討させて頂きます。しかし、新法に強くなることに、メリットがあるかということになりますが、例えば、介護保険、新職業紹介事業などの分野に行政書士が、関与する余地があるかどうかなど法令を研究することが考えられます。大げさに言えば新分野の開拓であります。私ことながら、今回、法規・企画担当を命じられました。何分にも浅学非才の身でございますので、今後とも皆様のご指導、ご支援の程をよろしくお願ひ申し上げます。

## 行政書士は、新しい時代と要請に適応できるのか



広報部長  
太田 勉

平成13年から1府12省庁へと再編し、内閣機能強化を柱とする「中央省庁改革関連法」と、国から地方へ権限を移す「地方分権整備法」が成立した。明治以来の中央集権を打破し、二十一世紀に向けた行政システム改革が本格化する。谷本知事もその準備に万全を期すと述べている。それがどうなるのかという詳細は分からないが、規制緩和推進による基準、規格、規制の見直し、許認可、資格制度の見直しもあり、国民を取り巻くあらゆる環境が大きく変貌しようとしていることは間違いないことである。

さらに高度情報化社会ということで各方面に電子化が進んでいる。政府は、平成12年度には各種申請の75%をオンライン化されるという。もう来年のことである。

我々行政書士は、紙の申請書は作れてもパソコン等のディスプレイ（画面）に置き換えることができなければなんにもならない。建設省関

係の指名願の申請は既にオンライン申請となっている。ディスプレイに置き換えてマウスをクリックすることが出来なければならない。これが電子申請なのであり、行政書士は、ワープロ専用機からパソコンへと移行しなければならない。設備投資ではあるが近年、パソコンは安価となっているので、そう負担にはならない。

そこで、電子化により行政の効率化、情報化により、申請・届出件数の減少と簡素化が予想されるので、オンライン化への対応が急務と思われる。インターネットを活用し、ホームページ、データベースを作成し、情報の交換、集計報告等をメーリングで行い、少しでも高度情報化社会という言葉に馴染むことだろうと思う。

しかしながら、「連合会」のホームページは、まだ完全なものではなく、我が石川会のホームページもありません。やっと本年度から「連合会」の報告書等はEメールとなり、やっとの思いで済ませたのである。これらのことでのインターネットに慣れるなどして何の対策も講じなければ、「行政書士事務所の経営に収入減という打撃を与えることになるかも知れません。しかし、時代の流れ、国民の要望を先取りして対応している行政書士は、創意工夫による改善で本来の業務を拡大し、情報の先取りにより他に先駆けて新たなビジネスチャンスをつけ、活動範囲を広げていることも聞いております。

広報部長就任ということで、ともかく新しい時代の流れを、私自信つかんでみようとおもっております今日この頃です。

## 業務指導部長に就任して



業務指導部長  
的場 晴次

前期は業務指導部副部長としまして建設省の

## 情報コーナー

「インターネットによる指名願の一元受付」の対応に追われましたが、官公署に提出する電子申請に関する各省庁及び地方自治体の対応は加速度的に進展しつつあり、行政書士業務はパソコンの操作及びインターネットの利用が欠かせないものとなりつつあります。

「国民の利便に資する」ことを目的とした行政書士法の使命に基づき、許認可申請及び権利義務、事実証明書類の作成に関する法律を熟知し、国民の要請に応えられるように会員各位の資質の向上の場を積極的に設けて行きたいと思いますので、ご支援、ご鞭撻の程宜しくお願ひ申し上げます。

### 県新理事として



総務部副部長  
寺 田 隆

この度、石川県行政書士会新理事に就任しました金沢支部総務部長寺田隆と申します。

行政書士として開業してまだ5年目のかけだし者ですが、諸先輩にはじないよう精一杯努力します。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 理事就任の抱負



法規・企画部副部長  
大 兼政 博

このたびはからずも再び推選をうけ理事に就任いたしました。浅学非才の身にありその器ではありませんが就任した以上幾分なりとも会員各位の御期待にそえるよう努力したいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。抱負というほどのものではありませんが、私は石川

県行政書士会というのは一つの組織体であり、組織には“和と団結”ということが一番大事なことではないかと思います。行政官庁等への交渉、陳情や、又他業界団体などと対等にやっていける力もやはりこのことがないと鳥合の衆と軽んぜられることは明らかだと思います。組織として大事なことはいろいろありますが、私は先ずこのことを大切にしてこの役をつとめたいと思っております。あとになりましたが石川県行政書士会の発展と各位の御健勝を祈念すると共に今後共御指導、御鞭撻下さいますようお願いいたしまして簡単ではございますがごあいさつといたします。

### 新役員に就任して



広報部副部長  
大 森 千歌子

本会理事として、会員の皆様のご意見や先輩諸先生のご指導をいただきながら、会のため役に立てるように頑張りたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

組織任務分担では、広報部を担当することになりました。平成7、8年度に広報部に所属いたしておりました経験を生かして、会員の皆さんに親しまれる会報いしかわづくりをはじめとした広報活動に努力いたしたいと思っておりますので、どうぞご支援とご協力をお願ひいたします。

## 遂に完成！オンラインとなりました。

連合事務局と石川県行政書士会事務局がオンラインとなり、全国の行政書士会事務局とのネットワークも完成しました。

たとえば連合事務局からは、いろいろなアンケート、状況報告書、会議の出欠報告書等が、最初からコンピューター処理するための書式で送られて（電子メール）来ます。

それを事務局で入力してから再び（電子メール）で送信します。

次に、他県の行政書士会事務局からは、いろいろなアンケートが送られて来ます。先日は、豪雨の災害お見舞いを送信しました。

（事務局）



石川県行政書士会では、ホームページを作成しました。会員に向けて、或いは県民に向けて、情報発信しようと考てております。

また、情報のやりとり、会議の報告、出次の案内などを、電子メールで行うため、会員事務所と事務局とのネットワークを組織したく思っております。

### メール募集.txt

Eメールアドレスをお持ちの方は石川県行政書士会のパソコンに登録しませんか。

新たな連絡方法として活用する為の準備です。登録方法は簡単、表題に「登録」として、事務所名を「○○事務所」と記入して下記Eメールアドレスにメールするだけです。

Email;isigyou @calen.ne.jp

### ホームページってなに?.txt

パソコンは「むずかしくて」とか「事務員に全て任せているから」と先生自身で触ってもないという方が案外多いようです。

もったいないですよ。こんな安くて便利で忠実なものは、他にないと思います。勇気を出して一度触って見て下さい。きっとその便利さに驚くと思います。ただし、忠実すぎるところがあるので、人間側である程度の勉強は必要ですが・・・・

その勉強が大変で冒頭の言葉になるのでしょうか。

確かに付属のマニュアルは、分厚く専門用語のオンパレードでしかも、英語なまりがきつくて読みにくいです。

しかし、それらを読まなくても優しく教えてくれる教室もあるし、わかり易く書かれた解説本も多数で出ています。とにかく滅多に壊れませんので一度触ってみて下さい。

さて、インターネットとかホームページとか

## 情報コーナー

よく耳にしますが、これらは、パソコンの利用方法のひとつです。

インターネットはアメリカで始まり、今や世界中でおよそ2億人以上の利用者が居ると言われています。

簡単にいと、有線テレビみたいなものです。ただ、現時点で有線テレビと違うのは、世界中の番組を自由に見られ、見るだけでなく送る側にもなれるとのことです。

インターネットに参加したとき一番最初に見る画面がホームページです。まるで新聞の折り込みチラシの様にぎやかでカラフルな画面が多いのです。文書で書かれたものもあれば、テレビのように動き音のできるものまであります。

テレビ、新聞、出版社、図書館、ゲームセンター、個人、ありとあらゆる情報が詰まっているのがホームページです。

普通の文書と違うのは、違う色の文字や囲まれたところ興味を持ったところを選びボタンを押すと、違うページに飛べる事です。次の画面でまた別のページに飛ぶことができ、関連するページを次々にめくることができます。そして、驚くことに、そのほとんどの情報が無料です。

(電話代や電気代その他の費用はかかりますが)

例えば、新聞を講読すると1社あたり月々およそ5千円ぐらいかかりますが、インターネットで新聞社のホームページを読むとコスト的には、申し込み方その他の条件によって違いますが、1日2回読むとしておよそ10円、1ヶ月30日で300円ぐらいです。また、数え切れないぐらいの新聞社があり、どんな情報でも知ることができます。安くて便利でしょう。

また、最近話題になった、東芝の悪対応を公開したのも、個人のホームページです。他人が自分のホームページを見ることをアクセスと言いますが、600万件を越えたそうです。単純計算 600万人の人が見たことになります。日本の

労働人口がおよそ6500万人ですから労働人口のおよそ10人に1人は、見た計算になります。

事の真偽はともかく、1個人の発信した情報が10人に1人が知る事など以前ですと考えられないことです。インターネットがそれだけ普及し、注目をあびている証拠です。

我々行政書士は、この情報発信メディアを認め、また先導できるよう研鑽に励む必要があります。

官公署の完全電子申請まであとわずかな時間しか残されていません。10人の1人になることさえできなければ、残された道は考えるまでもないとは思いませんか。

## 電子メール（E-mail）

電子メールは、インターネットの中でも重要な情報伝達手段です。インターネット上の電子メールのやりとりは、電子メールのための通信方法によって行われています。

送られたメールは、送信者が接続しているインターネット上のメールサーバと呼ばれるコンピュータ（郵便局の私書箱のようなところ）から、他のメールサーバに次々と転送され、最後に相手のメールサーバに届きます。受信者は、自分のメールサーバに接続して、自分宛の電子メールを受け取ることになります。普通の郵便で宛て先にあたるものは、メールアドレスと呼ばれています。電子メールを利用するためには、プロバイダから、メールアドレスとメールを受け取るためのパスワードを発行してもらう必要があります。

## ★ 高度情報通信社会対策特別委員会

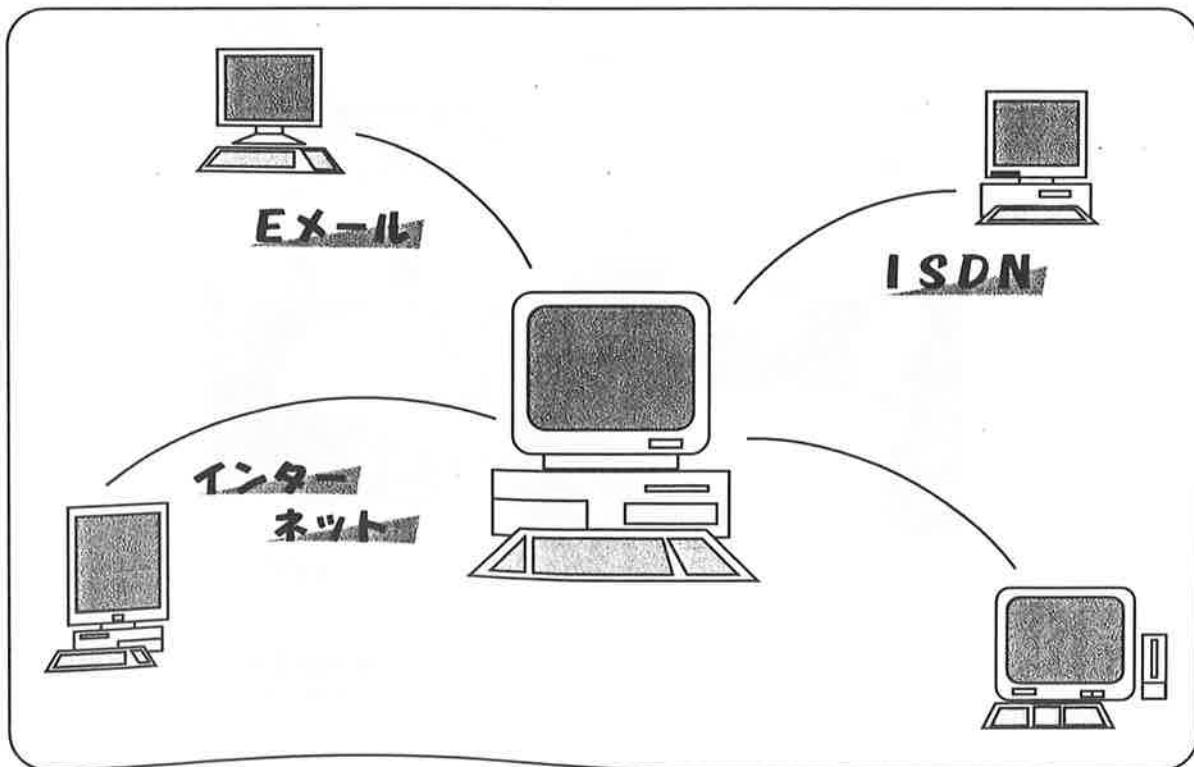
### 設置趣旨

- ・昨年から政府は、高度情報通信社会推進本部を設置し、行政事務の電子化・情報化を強力に推進している。
- ・我々行政書士の身近な例とすれば、「建設省への指名願」のインターネット申請などがあげられ、県内の市町村でも電子メールでの書類のやり取りが検討されている。
- ・こうした流れの中で当会においても昨年6月「高度情報通信社会対策特別委員会」を設置し、本会へのパソコンの導入や有効活用について検討し、また、行政書士の高度情報通信社会への対応についてなどを検討してきた。
- ・これまでの委員会は今年度の役員改選にともない任期が終了したが、現状況下では引き続き同特別委員会の設置が必要である。よってその承認を求める。

なお、下記会員を委員とする。

|    |            |       |      |
|----|------------|-------|------|
| 委員 | 茅野 勇平(副会長) | 的場 晴次 | 中川 大 |
| 委員 | 宮川 外茂次     | 京念 昇  | 寺田 隆 |
| 委員 | 太田 勉       | 西山 忠  |      |

(この他、必要に応じ委員を委嘱する。)



研修会の開催

業務指導部活動報告

業務指導部長 的場晴次

業務指導部では6月24日労済会館において「産業廃棄物許可申請書作成の手引き」及び「経営状況分析申請書作成のポイント」に関する本年第1回目の研修会を開催致しました。

産業廃棄物の研修では石川県環境整備課より松島一富環境整備専門官、川畠俊之主任技師をお招きして、産業廃棄物の収集・運搬及び処分施設の説明がなされた。

経営状況分析申請では(財)建設業情報管理センター石川県支部から青山義之氏をお招きして経営状況分析申請の12の改正点を中心に説明がなされた。特に、質疑応答の中で今回から新たに法人では確定申告書別表16(一)、別表16(二)及び別表11又は取引金融機関が発行する

借入金残高証明書の添付、個人では青色申告決算書一式若しくは白色申告の収支内訳書及び取引金融機関の借入金残高証明書の添付が義務付けられたことに伴い、そのチェック度に質問が集中しましたが、青山氏の回答では分析センターでは原価償却額の金額の確認及び受取手形割引高の金額の確認のみを行い、それ以上のチェックは建設省から指示がないので行わないとの回答がなされた。

いずれにしろ今後は経営状況分析及び経営事項審査の内容が厳しくなることが予想されますので、今から建設業者にはその旨を説明しておく必要があると思われます。



## 経営事項審査申請

### 経営状況分析申請が変わりました。

#### [経営状況分析を申請される皆様へ]

(指定経営状況分析機関)  
財団法人 建設業情報管理センター  
石川県支部

経営状況分析申請のため提出いただく書類、提出部数及び注意事項は下記のとおりです。

| 番号 | 申請に必要な書類・提出部数   | 注意事項  |
|----|---|---|
| ①  | 経営状況分析申請書 → 正本1部<br>(建設業法施行規則第19条の10様式第25号の8)   | 記載方法は、記載例及び申請書裏面の記載要領を参照して下さい。  |
| ②  | i. 審査基準日「直前1年分の財務諸表」(消費税抜き)<br>→ 写し(コピー)1部<br>但し、前期において経営状況分析を受けていない方は「直前2年分の財務諸表」が必要となります。               | i. 石川県へ提出した変更届出書における財務諸表の副本 ※<br>財務諸表とは<br><法人の場合><br>貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書および利益処分(損失処理)に関する書類<br>(施行規則第10条様式第15号から第17号まで)<br><個人の場合><br>貸借対照表、損益計算書<br>(施行規則第10条様式第18号から第19号まで)  |
|    | ii. 審査基準日「直前1年分の連結財務諸表」(消費税抜き)<br>→ 写し(コピー)1部<br>但し、前期において経営状況分析を受けていない方は「直前2年分の連結財務諸表」(注記部分も含む)が必要となります。 | ii. 証券取引法の規定により連結決算作成を義務づけられている企業のみ<br>有価証券報告書の中の連結財務諸表が必要です。※<br><br>※ ・財務諸表は提出前に必ず検算して下さい。<br>・決算期の変更により直前の決算の期間が1年に満たない場合には、前営業年度に係る財務諸表も併せて提出下さい。   |
|    | ③ 審査基準日=決算日   |   |
| ③  | 「労務外注費」に係る付表 → 正本1部   | 記載方法は、付表の注意書きを参照して下さい。  |
| ④  | 「当期減価償却実施額」及び「受取手形割引高」の額を証明できる書類 → 写し(コピー)1部  | <法人の場合><br>i. 確定申告書別表16(一) (定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の計算に関する明細書)及び別表16(二) (定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)<br>ii. 確定申告書別表11 (貸倒引当金の損金算入に関する明細書)<br>又は、取引金融機関が発行する借入金の残高証明書<br><br><個人の場合><br>i. 青色申告している方は「青色申告決算書」一式<br>白色申告している方は「収支内訳書」一式<br>ii. 取引金融機関が発行する借入金の残高証明書 |
| ⑤  | 兼業事業売上原価報告書 → 正本1部<br>(施行規則第19条の3様式第25号の7)  | 兼業事業売上原価がある場合のみ必要です。  |
| ⑥  | 建設業許可通知書(現在有効なもの)<br>→ 写し(コピー)1部  | i. 無い場合は許可証明書1部。<br>ii. 更新中であれば、許可申請書の表紙の写しも併せて必要です。<br>iii. 商号または名称を変更し、建設業許可通知書の表示と異なる場合は変更届(様式第二十二号の二)の写し(コピー)1部も必要です。   |
| ⑦  | 手数料に係る郵便振替払受付証明書<br>→ 正本1部  | 所定の振込票により分析手数料16,200円を払い込んだ際に返却される郵便振替払込受付証明書を、経営状況分析申請書の裏面に添付して下さい。  |
| ⑧  | 経営状況分析申請書受付票(葉書)<br>→ 正本1部  | 経営状況分析が受理されると、後日受付票が返送されます。<br>受付票は、石川県への経営事項審査申請の際の提出書類となります。  |

注1. 上記書類のほか、申請書受付後、当支部が必要とする調査資料の提出または報告をお願いすることがあります。

注2. 申請書類の内容について、当支部から問い合わせる場合がありますので申請書類一式のコピーを必ず保管して下さい。

情報コーナー

様式第二十五号の八(第十九条の十関係)

(用紙 B 4)

10012

経営状況分析申請書

建設業法第27条の26第1項の規定により、経営に関する客観的事項の審査のうち経営状況の分析を申請します。

平成 年 月 日

(指定経営状況分析機関)  
財団法人 建設業情報管理センター

理事長 中川澄人 殿 申請者 \_\_\_\_\_ 印

|            |    |       |   |              |     |   |   |    |   |
|------------|----|-------|---|--------------|-----|---|---|----|---|
| 申請番号       | 31 | 大臣コード | 3 | 建設大臣<br>知事許可 | 般特一 | 5 | 第 | 10 | 号 |
| 前回申請時の許可番号 | 32 | 大臣コード | 3 | 建設大臣<br>知事許可 | 般特一 | 5 | 第 | 10 | 号 |
| 審査基準日      | 33 | 平成    | 5 | 年            | 月   | 日 |   |    |   |

法人又は個人の区分 34 3 (1. 法人 2. 個人)

単独決算 35 3 前期申請の有無  
(1. 有り 2. 無し)

連結決算 36 3 提出義務の有無 4 前期申請の有無  
(1. 有り 2. 無し)

(フリガナ) 37 3 5 10 15 20  
3 5 10 15 20

商号又は名称 38 3 5 10 15 20  
3 5 10 15 20

主たる営業所の電話番号 39 3 5 10  
3 5 10

(フリガナ) 40 3 5 10 15 20  
3 5 10 15 20

代表者又は個人の氏名 41 3 5 10  
3 5 10

郵便番号 42 3 5 10  
3 5 10

主たる営業所の所在地市区町村 43 3 5  
3 5

主たる営業所の所在地 44 3 5 10 15 20  
3 5 10 15 20

当期減価償却実施額 45 3 単独決算 (千円) 13 連結決算 (千円)  
3 5 10 15 20 3 5 10 15 20

受取手形高 46 3 単独決算 (千円) 13 連結決算 (千円)  
3 5 10 15 20 3 5 10 15 20

|                 |         |      |    |
|-----------------|---------|------|----|
| (指定経営状況分析機関記入欄) | 指定機関コード | 整理番号 | 備考 |
| 47 3 5 10       | 11      |      |    |

申請事務担当者

部課名 \_\_\_\_\_ 担当者名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ ファックス番号 \_\_\_\_\_

記載要領

- 1 「建設大臣」及び「般」とついては、不要なものを消すこと。
  - 2 太線の枠内には記入しないこと。
  - 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□①②のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば回回回回□□のように左詰めで記入すること。
  - 4 ③①「申請時の許可番号」の欄における「大臣コード」のカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い該当するコードを記入すること。また、許可番号については、例えば回回回回回回のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
  - 5 ③②「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なる場合についてのみ前回申請時の許可番号を記入すること。
  - 6 ③③「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了日を記入し、例えば審査基準日が平成6年6月30日であれば、回⑥年回回月回回日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
  - 7 ③⑤「単独決算」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）の前期末を審査基準日とする経営状況分析を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
  - 8 ③⑥「連結決算」の欄のうち、連結決算の提出義務については、申請者が証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定に基づき、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書をいう。）を大蔵大臣に提出しなければならない者である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。  
連結決算の前期申請の有無については、連結決算の提出義務について「1」と記入した者で基準決算の前期末を審査基準日として連結決算による経営状況分析を受けている場合は「1」を、受けいない場合は「2」を記入し、連結決算の提出義務について「2」と記入した者は記入を要しない。
  - 9 ③⑦商号又は名称の「(フリガナ)」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
  - 10 ③⑧「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については下表の略号を用いること。

(例□(株)□甲類股□  
乙類股□(有)□)

| 種類   | 略号  |
|------|-----|
| 株式会社 | (株) |
| 有限会社 | (有) |
| 合資会社 | (資) |
| 合名会社 | (名) |
| 協同組合 | (同) |
| 協業組合 | (業) |
| 企業組合 | (企) |

- 11 ⑨「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ一（ハイフン）で区切り、例えば⑩⑪  
⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯のように左詰めで記入すること。

12 ⑩「代表者又は個人の氏名の「フリガナ」」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、漁点及び半濁点は1文字として扱うこと。

13 ⑪「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

14 ⑫「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（自治省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

15 ⑬「主たる営業所の所在地」の欄には、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符合及び住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」については一（ハイフン）を用いて、例えば⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳⑳のように記入すること。

16 ⑭「当期減価償却実施額」の欄のうち、単独決算については、申請者の基準年度（基準決算に係る営業年度をいう。以下同じ。）に係る減価償却実施額（未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完工工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費等の合計額のうち基準年度に計上したもの）を記入すること。

連結決算については、申請者の基準年度に係る減価償却実施額に連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第2条第3号の連結子会社をいう。）の基準年度に係る減価償却実施額を加えた額（未実現損益の消去に伴い修正した減価償却費の額を除く。）を記入すること。この場合において、連結財務諸表規則第15条の2の規定に基づき、事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する減価償却費の額を注記した者については、これらの減価償却費の合計額と一致することに留意すること。なお、図固「連結決算」の欄のうち連結決算の提出義務について「2」と記入した者は、記入を要しない。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第2条に規定する株式会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記載するに当たつては、単位は千円とし、例えば□□・□1234000のように必要なカラムに「0」を記入すること。

- 17 ④⑥「受取手形割引高」の欄のうち、単独決算については、申請者の基準年度に係る受取手形割引高を記入すること。  
（参考）

連結決算については、連結財務諸表規則第39条の3の規定に基づき注記された受取手形割引商の額を記入すること。ただし、同条の規定に基づき注記すべき金額がない者については、「0」を記入すること。なお、③④「連結決算」の欄のうち連結決算の提出義務について「2」と記入した者は、記入を要しない。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

郵便振替払込受付証明書

### 貼付欄

## 経営状況分析の申請付表

(指定経営状況分析機関)

財団法人 建設業情報管理センター

理事長 中川 澄人 殿

申請者

印

経営状況分析の評点の算出に当たって必要となる、「労務費の内訳の労務外注費」の額について、下記のとおり御報告申し上げます。

記

|   |     |
|---|-----|
| 完成工事原価報告書（損益計算書）の<br>「労務費」の内訳の「労務外注費」の額 | 千 円 |
|---|-----|

(注) 完成工事原価報告書（損益計算書）の「労務費」の中に「労務外注費」を含めて記載する（記載している）場合は、その金額を記入し、「外注費」の中に含めて記載する（記載している）場合又は労務外注費の該当がない場合は、ゼロを記入すること。

「労務外注費」の定義

→工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額

表 経営状況分析の新たな12指標

|     | 記号   | 経営状況分析の指標<br>( ( )内はY評点への寄与度) | 算出式   | 上限値    | 下限値   |
|-----|------|-------------------------------|---|--------|-------|
| 収益性 | X 1  | 売上高営業利益率<br>(14.2%)           | 営業利益／売上高×100  | 7.4    | -9.5  |
|     | X 2  | 総資本経常利益率<br>(8.1%)            | 経常利益／総資本(2期平均)×100  | 16.8   | -13.1 |
|     | X 3  | キャッシュ・フロー対売上高比率<br>(7.1%)     | (当期利益土法人税等調整額+当期減価償却実施額+引当金増減額-株主配当金-役員賞与金)／売上高×100         | 6.7    | -7.5  |
| 流動性 | X 4  | 必要運転資金月商倍率<br>(2.6%)          | (受取手形+完成工事未収入金+売掛金+未成工事支出金-支払手形-工事未払金-販掛金-未成工事受入金)／(売上高÷12) | -1.6   | 3.4   |
|     | X 5  | 立替工事高比率<br>(10.2%)            | (受取手形+完成工事未収入金+売掛金+未成工事支出金-未成工事受入金)／(売上高+未成工事支出金)×100       | 0.0    | 37.9  |
|     | X 6  | 受取勘定月商倍率<br>(2.8%)            | (受取手形+完成工事未収入金+売掛金)／(売上高÷12)                                | 0.0    | 4.3   |
| 安定性 | X 7  | 自己資本比率<br>(8.9%)              | 自己資本／総資本×100  | 68.4   | -23.5 |
|     | X 8  | 有利子負債月商倍率<br>(17.0%)          | (短期借入金+コマーシャル・ペーパー+長期借入金+社債+転換社債+新株引換債付社債+受取手形割当)／(売上高÷12)  | 0.0    | 10.8  |
|     | X 9  | 純支払利息比率<br>(11.3%)            | (支払利息-受取利息配当金)／売上高×100                                      | 0.0    | 3.1   |
| 健全性 | X 10 | 自己資本対固定資産比率<br>(3.5%)         | 自己資本／固定資産×100   | 529.3  | -76.5 |
|     | X 11 | 長期固定適合比率<br>(9.1%)            | (自己資本+固定負債)／固定資産×100  | 754.5  | 26.9  |
|     | X 12 | 附加価値対固定資産比率<br>(5.2%)         | (売上高-(材料費+労務費の内訳の労務外注費+外注費))／固定資産(2期平均)×100                 | 1430.6 | 61.5  |

(注)・X 4、X 5、X 8、X 9の5指標については、値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標

・下線の指標については、現行の経営状況分析において採用されている指標

## (経営状況の評点の算出方法)

収益性の点数=0.10403×X 1+0.03218×X 2+0.06474×X 3-0.52301

流動性の点数=0.13201×X 4+0.06263×X 5+0.16302×X 6-1.21035

安定性の点数=0.00969×X 7-0.16104×X 8-0.36901×X 9+0.43437

健全性の点数=0.00107×X 10+0.00229×X 11+0.00071×X 12-0.94023

$$\Delta \text{ (経営状況点数)} = 0.708 \times \text{収益性の点数} - 0.291 \times \text{流動性の点数} + 0.721 \times \text{安定性の点数} + 0.419 \times \text{健全性の点数} + 0.255$$

## Y (経営状況の評点)

(法人) Y=215.3×A+720

(個人) Y=215.3×A+420

石川県行政書士会

## 車庫証明研究会開催の報告

石川県車庫証明研究会部会長

重森憲司

平成11年6月26日石川県車庫証明研究会を開催し活動の基本的な考え方、規約を申し合わせ新役員を下記の通り選任した。

1. 基本的な考え方

- イ 自動車業会との共存共栄をめざす。
- ロ 交通安全運動に協力する立場から公正な車庫証明手続きを行い警察の信頼を得る。
- ハ 自動車販売店・団体に対して車庫証明手続きは、①ユーザー自身が行う。②販売店が無料で行う。③行政書士に依頼する。のいづれかを選んでもらう。但し、行政書士に依頼した場合は諸費用に対する法律問題に付いては詮索しない。

2. 車庫証明研究会役員名簿

顧問 丹保仁吾郎石川県行政書士会副会長

部会長 重森憲司

副部会長 中嶋房夫・浜田外輝夫

役員 大兼正博・小石金造・重森正勝・浜出久市

当研究会入会希望者は役員まで申し出てください。(年会費千円)

### 傘寿を迎えて

何時の間にやら傘寿と云う峠まで登ってきたが、長寿社会とはいえまさか私自身が、80の傘寿の峠まで登ってこれるとは夢にも思ってもみなかっただけに喜びは隠しきれません。

入院もせず健康で毎日毎日が楽しく又仕事に励むことが出来たのは申すまでもなく会員の温かい声に励まされた為であり、傘寿を迎えるにあたり厚くお礼を申し上げます。

振り返って見て会の為に何をすることもなく只々年のみ重ねてきたのではないかと思うと恥ずかしい気がしてなりません。

今後は小さいことでも感謝される事に目を又耳を傾けてみたいと思っています。

傘寿の峠を越えれば、米寿という険しい峠が8年後に見えてくるが、倒れたり息切れしない様に健康に一層留意し感謝しながら登りたいと思っています。米寿と云う峠に登る事が出来れば皆さんから与えられた傘を広げて再度喜びをかみしめたいと思っています。

毎日毎日が明るく楽しく過ごす事に又美しく老いる事にも配意し悔いのない一生を送りたいと思っています。

七尾支部 高橋真鈴

## 金沢支部活動報告

金沢支部長 的場 晴次

平成11年5月14日ホテル六華苑において定時総会が開催され、平成10年度事業報告・決算報告、平成11年度事業計画・予算がそれぞれ可決承認されました。引き続き新役員の選出が行われ、執行部提案の新役員が選出されました。新執行部は会員の職域拡大と資質の向上に努力する決意を述べ、総会は終了いたしました。

その後、懇親会に移り会員と新執行部との和やかな懇談がなされました。懇談の席では経済不況が長引く中で、会員からは行政書士事務所の運営安定化のための会員相互の情報交換の必要性、今後ますます進歩するであろう高度情報化社会に行政書士はどの様に対応していくべきか等様々な意見・提案が出され懇親会は和やかな中にも真剣な意見交換が行われ、盛会の内に終了いたしました。

## 小松支部活動報告

小松支部長 京念昇

小松支部では5月20日支部総会が開催され、支部長京念昇、副支部長重森政勝、幹事阿戸隆一、同山口外喜枝、同山崎豊（会計）、監事吉田弘の新役員が選任された。また研修会、制度強調月間活動、新年会等の事業が計画された。

6月8日、具体的な年間スケジュールを策定するため、役員会が開かれた。そして7月2日、新役員の最初の活動として、年度初めの官公署挨拶回りが実施された。支部長の名刺と33名の会員名簿を持参して小松、寺井の各警察署、小松土木事務所、小松市、根上町、寺井町、辰口町、川北町の総務課等を中心に三役で回らせて頂いた。各窓口の丁寧な応対に、これまでの先輩の地道な取り組みの積み重ねが感じられた。

行政と市民のきずなとしての行政書士制度のなお一層の理解を得るため、本会との連携のもと、役員一同務めてまいりますので、宜しくお願い致します。

### 会員紹介コーナー

#### 社会福祉関係業務をやりませんか

金沢支部 近藤 守

開業して、あっと言う間もなく1年が経過しました。開業の頃は、「やってゆけるかな」という不安との戦いが日課のようでした。知人や先輩行政書士の方からも、「社会福祉関係専門の行政書士」なんてあまり聞かないね、仕事あるの？なんて言われるものですから、不安は広がるばかりでした。

しかし、1年間、自分なりに一生懸命やってきて、個人事務所としては少し忙しくなってきました。特殊な業務分野の為か、仕事の範囲も河北から加賀まで更には県外もと、地域が広がってしまいました。

どなたか、社会福祉関係業務に関心のある先生方と協力しながらやれるといいなと思っています。主な業務は、社会福祉法人の設立と社会福祉法人会計業務などです。本誌2月号でも述べましたが、県書士会としても、こうした分野にもう少し関心をもって下さると助かります。

## 全国女性行政書士交流会 in 山形

小山秋子

平成11年6月13日、14日の2日間、山形県天童市の「滝の湯ホテル」に於いて、「さくらんぼの季節に会いましょう！」を合言葉に、15県51名が集い、記念すべき第10回大会が、開催された。石川会から大森千歌子氏と私が参加した。

初日は、開会式に引き続き、国指定史跡「松ヶ岡開墾場」史跡保存委員会委員の酒井天美氏の「今、女性が輝くとき」というテーマの講演を聞いた。女性の繊細な心配りで幅広い年齢層の有名人（98歳の樹医の宇野氏、アートフラワーの飯田みゆき氏、服飾デザイナーの森英恵氏など）と交流され、ネットワークをつくり、自分も輝いて厳しく優しくを心がけて活躍している様子を実例を数多くあげ、若さの秘訣は、「何にでも感動すること」と話された。交流会は、グループ別懇談会の形式で行われ、最後に各グループから代表が発表した。①家事と仕事両立 ②電子申請についての守秘、報酬額、パ

ソコン等の問題 ③経営状況分析の一部変更の件 ④事務所内の業務分担 ⑤最近、帰化、産業廃棄物関係の業務が増えていること等ザックバランな意見が出た。熱心な懇談会の後、楽しい懇親会で気分を一新し、山形の海山の幸と肉の料理を堪能した。花笠音頭をみんなで踊って和気あいあいの内にお開きとなった。

2日目は、バスで市内観光。山寺、立石寺の杉木立の中の石段を1千段余りを登り、心地よい汗をかいた。芭蕉が「閑さや岩にしみ入る蟬の声」と詠んだ道は、今では、大勢の人が訪れていた。会の締めくくりは、待望のサクランボ狩り、緑の葉陰の可愛いサクランボをもぎ取り、口にし、我を忘れて自然と戯れた。山形会の皆様の心温まるご配慮に感謝申し上げます。来年は、「海の幸とパール」の三重県で再会を約束して散会した。

石川会のみなさん、是非参加しましょう。



女性行政書士交流会 in 山形

平成11年6月13・14日

## 業態（営業）証明書について

七尾支部 浦辺 昭

建設業許可申請書に添付する書類で「業態（営業）証明書」というものがある。

この営業証明書添付の目的は、申請者である会社（法人）又は事業主（個人）の営業実態（経営経験）を問うのを目的としている。

この営業証明書の発行は市町村税の納税行為を根拠として市町村長が発行している。

1ヵ年間の営業実績により会社なり個人なりが毎年所得の申告と納税行為を行っている。

これを根拠として営業証明書を発行しているのが現状である。

現在の営業証明書の発行が納税完納行為を裏づけとしてなされているものであるならば、これを過去10年間の納税完納証明書の発行に変更した方がより適切で有ると思われる。

むしろ、営業証明書の発行を市にあっては町長に、町村にあっては区長にした方が実態把握の立場から相応しいのではないかと思われる。以上の変更を関係官庁に働きかけてほしい。

会員だより

## 新役員就任の抱負

金沢支部 中島 泰一

私が行政書士の拝命を受けたのは、平成8年2月14日、あれからもう3年の月日が流れ、最近になってなんとか仕事にも少しなれてきたかなあと思っていた矢先、先般の総会での場金沢支部長さんから理事をやってくれと頼まれ、法規制企画担当副部長と云う大役をおうせつかりました。どうこなしていくべきか迷っている現況です。頼まれた以上なにかお役に立ちたいと思い、検察庁勤務32年、金沢市役所7年の経験を生かして、専門の相続関係、権利事務、帰化申請、会社設立変更等の業務に一層の研究を重

## 本会活性化と題しての一考察

金沢支部 月田俊夫

連合会発行の月刊“日本行政”会報「いしかわ」を読むたびに感じることは、現在日本経済の不況続きは底知らずの今日、その経済動向についての政界・金融界等の情報によれば、いずれも底打ち状態が終わったごときの報道が幾度ともなくなされているが、現実はその様な気運は全く感じられない。この様な情勢下のもとの行政書士として、今後どの様な対応策で望むのかの討議が残念ながら機関紙で見る限り見受けられない。ただ単に本会活性化を旗印にした意見等の記事が掲載されているが、正直文章的に調子の良い建前だけの内容にすぎない。この不況に対応する現実的な然も身近な問題として行政書士の職務領域の拡大確保その他メリットある行政執行を大胆に転換すべきであり、これを最重点目標に据えて今後本会全般の運用に当たっていただきたく切に望むところであり、このことは本会活性化の一助になればと思う次第であります。

ね、今後行政書士の仕事にも大いに視野を広めて、合理化に励みたいと思っている昨今です。

## 電子化による商品取引きに期待

金沢支部 藤井速生

我が業界では既に電子化の時代に突入しておる関係上別添えのもの参考に記した。

### 電子化による商品取引に期待

価格破壊や低価格競争、大規模商店施設の郊外進出など中心商店街を取り巻く環境が厳しい中、安田町商店街共同組合（松任市・組合員20名、理事長三浦八洲治）では活性化に向けた取

## 意見箱のコーナー

組みを行っている。同組合では全国でも珍しい6月25日よりプロバイダーを設けインターネットを活用した。電子メールを用いて注文販売を行う。ホームページには各商店の商品情報特産品などのほか、商店街が開発を進めるオリジナル商品も盛り込んでいる。メリットでは安全、スピード、サービス、品ぞろえ、店づくりなのだ。消費者の一人として期待するものです。

## 自分への課題

金沢支部 長 永 勇

過日の合格発表でようやく自分の受験人生は終了した。時に60歳。というのは(財)建設業振興基金の建設業経理事務士1級合格である。第16回は3級、2級合格、17回は1級原価計算、18回は財務諸表、財務分析で1級全科目合格。

思い起こせば、若いころは日商簿記3級、2級合格、1級は簿記、会計学、工業簿記、原価計算の4科目を必死に挑戦、2年間で合格。続いて税理士5科目に挑戦、5年かかってようやく合格。税理士開業のかたわら、近大法学部通信教育で4年制を卒業。そして今年は経理事務士1級合格という訳で、楽しいような苦しいような生きがいある人生と戦った。

ようやく今、自分への課題を果たした満足感がある。行政書士や税理士業務へ役立ったことは言うまでもない。自由業の定年はまだ先。

結局、自分への課題は日商簿記1級、経理事務士1級、税理士の三冠達成であった。自分で自分に御苦労様といいたい。

## あれこれ

小松支部 木 谷 稔

最近の時世では、「不倫」という言葉は耳にするのですが、「道徳」という言葉は耳にする機会が少なくなったように思う。余りにも経済性の有無が急で、人心の科学が遅れたせいでしょうか、不足勝ちな社会人としての生き方を、

強調せずとも理解出来る人間として豊かな心の持ち主に、と、念願して止まない。

それから、又、クローリン牛の誕生について思うのですが、良くここ迄自然科学が進展したものと深く敬意を表しますが、更に研究を重ねられ、今後共生産性をも高められ、多くのクローリン牛が生まれるそうですが、私は時代錯誤かも知れませんが、同じ親から生まれた自然牛とクローリン牛は初対面にどんな挨拶を交わすのかなあと思う。これが二代目三代目……となると更に考えが及ばないのである。こんなことからあらゆる生物の生命に関わる遺伝子を、人間は必要以上に触れないようにしたいものだと考えます。きっと神様も物質でない生命まで人間が手を伸ばすとは思わなかったまではと憶測するのである。

## 古希を迎えて

七尾支部 塩 田 義 一

私は人生の青年期、中年期、そして!!まあ、何てお元気な!!といわれる時期に突入し、このほど計友財務懇話会から同会慶弔規定改正後の古希祝い第1号として銀製のワイングラスが記念品として贈られた。思えば、統計による日本人の平均寿命は明治24年が男42才、女45才であったものが戦争が終った昭和20年は男24才、女38才と下り、それが戦後30年は男72才、女77才で、戦後50年は男76才、女81才で、世界中の長寿国となり、高齢化が進み、政府はこの対策に積極的に取組んでいる。なお、ショベンハウエルは「おたがいの長寿を願うのは、世界中に通例のことである。これは人間本来のもの。すなわち、生への意味に帰せられる。(心理学的覚書より)」と述べている。そこで、私は更に長生きするためには、「健康に努める」、「人生を大切にするため時間をムダにせず有効に使う」、「ストレス解消法を取得する」などに努力し、人生の旅行をつづけたい。

## 新入会員の紹介



小森 康博  
金沢支部  
平成11年7月16日 入会  
(076)240-8055

(事務所所在地)

〒921-8052 石川県金沢市保吉2丁目108番地  
**「石川県行政書士会の新会員として」**

新会員になりました小森康博と申します。31歳です。若輩者ではありますが、一歩ずつ、行政書士として前進してゆきたいと思っておりますので、皆様、どうぞ、よろしくお願ひいたします。



土田 準  
小松支部  
平成11年5月14日 入会  
(0761)21-6093

(事務所所在地)

〒923-0961 石川県小松市向本折町イ31

**「新規入会によせて」**

二十数年のサラリーマン生活に終止符を打ち、5月付にて新規入会致しました。資格取得はかなり古く、いずれ独立と思っていましたが、期するところがあり、今度、独立開業することにしました。

とは言っても、実務経験がほとんどなく、業務知識の取得や顧客の開拓等、手探りの現状ですが、地道に実績を重ねてゆきたいと思っています。諸先輩方にご支援をいただく局面も今後出て来ると思われますが、よろしくご協力お願いします。

研修会には積極的に参加したいと思いますが、インターネットを通じ、他士の方々も含め、

ネットワークを作ることで、情報交換や知識研鑽の場を持てればと思っています。

ちなみに私のEメール・アドレスは、  
thuchida@mta.biglobe.ne.jpです。  
業務遂行上のノウハウ等、アドバイスいただければ幸いです。



金沢支部  
中村 順一

昭和25年8月17日金沢市生まれの48歳。平成11年3月19日入会。昨年運転免許を取得。これを機に郷土の美しさに開眼。目下の関心事は少子・高齢化・ゴミ。行政書士の仕事を通じこれらに取り組みたい。



七尾支部  
加藤 良一

昭和49年に大学を卒業後、父の開いていた事務所に司法書士、土地家屋調査士、行政書士の補助者として勤めてきました。その父も今年1月、76歳で急逝し、人生の無常を感じ寂しい思いをしています。

今は平成6年に新築した事務所で、土地家屋調査士の業務を主に、行政書士の方はその付随的な事務と農業委員会に提出の書類の作成等の仕事を妻と二人でやっております。仕事の方は若い時の様に積極的ではありません。趣味のオーディオでも楽しみながらやってゆきたいと思っています。今後ともよろしくお願いします。

## 会務日誌

|        |                               |     |
|--------|-------------------------------|-----|
| 4月 2日  | 本会経理検閲                        | 2名  |
| 9日     | 会計監査（本会会議室）                   | 6名  |
| 10日    | 登録証伝達式（本会会議室）                 | 2名  |
| "      | 会長来局執務                        |     |
| 16日    | 県総務課長表敬訪問及び監理課訪問              | 6名  |
| 17日    | 平成11年度第1回部長会（本会会議室）           | 8名  |
| "      | 平成11年度第1回理事会（M R O別館 2 F 会議室） | 14名 |
| 19日    | 選挙管理委員会告示前準備（本会会議室）           | 4名  |
| 21・22日 | 日行連理事会（日行連会議室）                | 1名  |
| 22・23日 | ★日政連幹事会（日政連会議室）               | 1名  |
| 29日    | 七尾支部定時総会（民宿・西野）               |     |
| 5月 1日  | 珠洲支部総会（料亭・まつうら）               |     |
| 6・7日   | 定時総会・定期大会資料及び出欠葉書郵送           |     |
| 7日     | 輪島支部総会（能登の庄）                  | 1名  |
| 14日    | 金沢支部総会（ホテル六華苑）                | 1名  |
| "      | 加賀支部定時総会（山中温泉・山水閣）            |     |
| 20日    | 小松支部定時総会（サンピア小松）              |     |
| 21日    | 平成11年度定時総会・定期大会（メルパルク カナザワ）   | 52名 |
| 22日    | 石川県土地家屋調査士会総会（和倉温泉・加賀屋）       | 1名  |
| 24日    | 統一地方選挙当選祝勝会（K K R ホテル金沢）      |     |
| 27日    | 石川県社会保険労務士会総会（ホテル六華苑）         | 1名  |
| 28日    | 愛知県行政書士会定時総会（愛知県産業貿易館西館10F）   | 1名  |
| 29日    | 司法書士会定時総会（和倉温泉・銀水閣）           | 1名  |
| "      | 福井県行政書士会定時総会（福井県織協ビル8F）       | 1名  |
| 6月 3日  | 登録証伝達式（本会会議室）                 | 2名  |
| "      | 会長・副会長会（本会会議室）                | 6名  |
| "      | 会長来局執務                        |     |
| 5・6日   | 中地協定時総会（三重・厚生年金ハートピア長島）       | 5名  |
| 10日    | 会長・副会長による県知事表敬訪問              | 5名  |
| 11日    | 江原会長（埼玉会）来局                   | 4名  |
| "      | 会長来局執務                        |     |
| 17日    | 日行連定時総会（ホテルパシフィック東京）          | 5名  |
| 18日    | 日政連定期大会（ホテルパシフィック東京）          | 5名  |
| 19日    | 50周年記念特別委員会（本会会議室）            | 8名  |
| "      | 会長来局執務                        |     |



県知事表敬訪問

|        |                         |     |
|--------|-------------------------|-----|
| 22日    | 中地協事務引継の為岐阜会へ           | 3名  |
| 24日    | 業務研修会（労済会館）             | 57名 |
| 28日    | 北陸税理士会金沢支部定期総会（金沢東急ホテル） | 1名  |
| 7月1日   | 会長来局執務                  |     |
| 3日     | 第2回理事会（M R O別館2F会議室）    | 21名 |
| 10日    | 第1回監察部会（本会会議室）          | 6名  |
| 14・15日 | 日行連理事会（行政書士会館地下講堂）      | 1名  |
| 15・16日 | ★日政連幹事会（行政書士会館地下講堂）     | 1名  |
| 23日    | 広報部会（本会会議室）             | 5名  |
| 24日    | 支部長会（本会会議室）             | 11名 |
| "      | 会長来局執務                  |     |
| 28日    | 広報部会（本会会議室）             | 3名  |
| 31日    | 業務指導部会（本会会議室）           |     |



第1回理事会

新規登録入会者（4名）

| 登録年月日           | 所属支部 | 氏 名   | 事 務 所 ・ 住 宅  | 電話番号                           |
|-----------------|------|-------|--|--------------------------------|
| 平成<br>11. 3. 1  | 金 沢  | 中村 順一 | (事) 金沢市窪5丁目 685番地<br>(住) " 高尾台1丁目 381番地                  | (076)280-7115<br>(076)296-1979 |
| 平成<br>11. 4. 2  | 七 尾  | 加藤 良一 | (事) 羽咋郡志賀町字末吉千古1番地12<br>(住) " " 字福野イの57番地1               | (0767)32-2856<br>(0767)32-0846 |
| 平成<br>11. 5. 14 | 小 松  | 土田 準  | (事) 小松市向本折町イ31番地<br>(住) "                                | (0761)21-6093<br>"             |
| 平成<br>11. 7. 16 | 金 沢  | 小森 康博 | (事) 金沢市保古2丁目 108番地<br>(住) 石川郡野々市町字御経塚町<br>1442番地(県営24-4) | (076)240-8055<br>(076)294-7520 |

変更登録事項（2名）

| 登録年月日           | 所属支部 | 氏 名   | 事 務 所 ・ 住 宅                     | 電話番号               |
|-----------------|------|-------|---------------------------------|--------------------|
| 平成<br>11. 4. 16 | 小 松  | 山口 富雄 | (事) 変更なし<br>(住) 小松市小馬出町35番地2    | (0761)21-3111<br>" |
| 平成<br>11. 4. 30 | 金 沢  | 山崎 修二 | (事) 金沢市稚日野町南 152番地1<br>(住) 変更なし | (076)266-2301      |

退会者（13名）

| 退会年月日       | 氏 名     | 退会事由 | 退会年月日       | 氏 名     | 退会事由 |
|-------------|---------|------|-------------|---------|------|
| 平成11. 3. 31 | 西 川 保   | 廃業   | 平成11. 3. 31 | 町 田 健一郎 | 廃業   |
| 平成11. 3. 31 | 大 岡 耿一郎 | 廃業   | 平成11. 3. 31 | 新 屋 忠 男 | 廃業   |
| 平成11. 3. 31 | 増 田 栄 吉 | 廃業   | 平成11. 5. 7  | 松 野 清七郎 | 死 亡  |
| 平成11. 3. 31 | 平 野 邦 夫 | 廃業   | 平成11. 6. 15 | 増 村 有   | 死 亡  |
| 平成11. 3. 31 | 新 川 渉   | 廃業   | 平成11. 7. 1  | 北 村 國 博 | 廃業   |
| 平成11. 3. 31 | 辻 口 外 治 | 廃業   | 平成11. 7. 5  | 中 出 利 治 | 廃業   |
| 平成11. 3. 31 | 野 村 外 廣 | 廃業   |             |         |      |

## 編集後記

今回からA4判誌面として、リフレッシュ化、新入会員（写真入）の紹介などさらに、年2回から年3回の発行を目標とするなどして、会報を変えてみようと努力したのですが、スタッフも入れ替わり、なれない面々でどうにか発行にこぎつけました。

夏の暑い、暑い、一日での編集でした。行政書士を取り巻く問題が山程あり、それに埋もれるようにな不快指数の上がる今回の編集となりましたが、次回からは会員の皆様が、興味をもって読んでいただける様に取り組んでゆきたいと思っております。本誌にご投稿、意見などを多数お寄せいただくことを願っており、新広報部員一同力を惜しまず頑張ってまいります。皆様のご協力の程、よろしくお願いします。

(T・O)

### 会報いしかわ第26号

発行日 平成11年8月25日

発行人 会長 藤井國穂・広報部長 太田 勉

発行所 石川県行政書士会

〒920-0964 石川県金沢市本多町3丁目2番1号 MRO別館3階

TEL(076)265-5551・FAX(076)232-3052

官公署に提出する書類、  
権利義務・事実証明に関する書類の作成は  
行政書士の義務です。



【行政書士が取り扱う業務の一部】

- |              |            |              |
|--------------|------------|--------------|
| ○建設業許可       | ○宅建業免許     | ○産廃業許可       |
| ○法人設立        | ○医療法人設立認可  | ○貨物自動車運送事業許可 |
| ○入管・帰化申請     | ○告訴状・告発状作成 | ○相続・遺言に関する事項 |
| ○自動車の登録・車庫証明 |            |              |